

営業停止2〜4倍に 指名停止最長36カ月

省表
交強
罰則

国土交通省は8月31日、入札談合などの不正行為を行った建設業者に対するペナルティーの強化策を発表した。建設業に処分期間延長の方針を法に基づき営業停止処分は期間を2〜4倍に延長すること、地域限定を廃止し、実施エリアを全国に拡大する。指名停止は期間を現行の1・5倍に延長し、最長で36カ月間、同省発注工事の入札から締め出す。同省は水門設備工事をめぐる入札談合事件を受け、3月札談合事件を受け、3月不正行為から適用する。不正行為の対象となるのは、競売入札妨害罪や談合罪、贈賄罪、詐欺罪、補助金適正化法違反、独占禁止法違反など、建設業者が業務に関して行った談合などの不正行為。営業停止処分は、代表役員が不正行為に関与した場合、従来は90日以上「120日以上」に、社

員は30日以上を「60日以上」にそれぞれ倍増した。政令で定める使用人や社員は不正行為では従来、地域限定で処分が行われていたが、新基準では地域要件を廃止し、全国で処分を行う。いずれ

も、10月1日以降に行った談合行為などが対象で、刑の確定または独禁法違反に基づく課徴金納付・排除措置命令の確定後に処分を実施する。処分実施後は速やかに公表することも明文化した。発注者が行う指名停止は現行基準の最長24カ月を36カ月に延長した。9月1日以降に発覚した重大な独禁法違反などの不正行為が対象になる。

19年 9月 3日

建設工業新聞